

工事設計書の 情報提供制度について

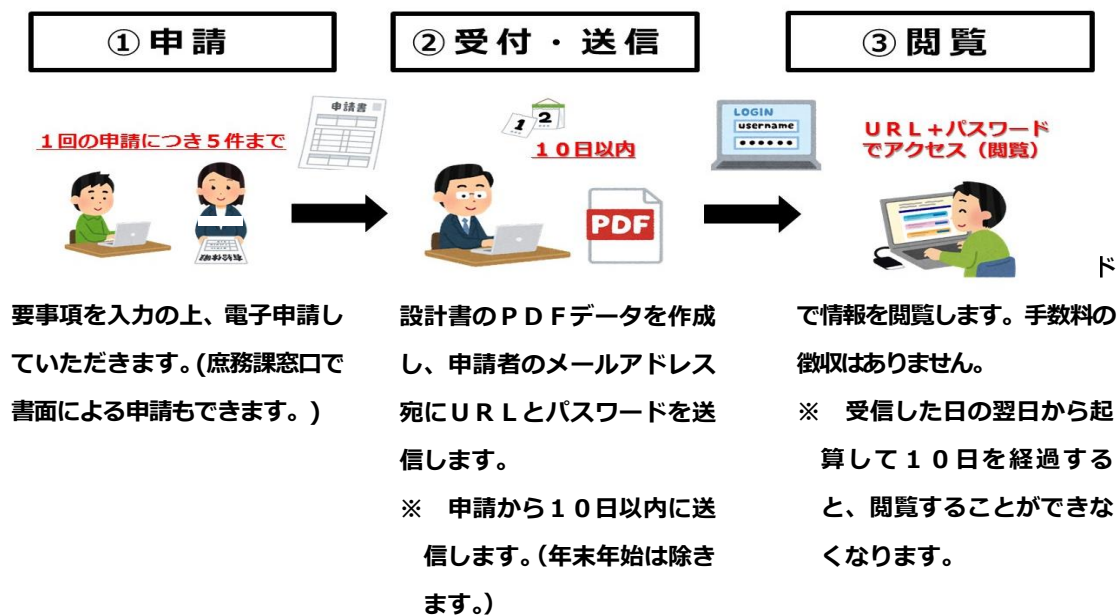
1. 情報提供制度とは？

情報提供制度は、情報公開制度に基づく請求によらずに、簡略化された手続により工事設計書等の情報を提供することができる制度として、令和4年4月1日に始まりました。

対象となるのは、金額入り工事設計書（設計書、内訳書、諸経費計算書、代価表、一位代価表等）、数量計算書及び積算根拠書並びに建設工事の設計業務委託書です。

※ 非公開情報を含む工事設計書については、これまでどおり、情報公開請求が必要となります。

2. 情報提供制度の手続の流れ



3. 注意事項

- 1回の申請につき申請できる工事設計書の件数は、最大5件までです。申請の日付や時間に関わらず、1人（事業者を含む。以下同じ。）の方が行う申請は、1回の申請とみなします。
- 5件を超える申請をしたい場合には、最初に5件分を申請し、その設計書が届いた後に、改めて残りについて、同様に5件ずつ申請してください。
- 事業者が、複数の従業員等の氏名等を用いて、申請者を複数とし、それぞれが申請した場合でも、それは1人からの申請とみなします。

4. お問い合わせ先

熊谷市総務部庶務課
048-524-1111 内線223

【熊谷市HP】



【電子申請サイト】



熊谷市ホームページ (<https://www.city.kumagaya.lg.jp>)

トップページ> 市政情報> 組織・附属機関> 総務部> 庶務課> お知らせ



熊谷市